

ボランティア活動保険

改定前	改定後
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約条項</p>	<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約条項</p>
<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>(1) 当社は、被保険者がボランティア活動中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」といいます。）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症または法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（法第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、）（以下あわせて「特定感染症」といいます。）を発病した場合は、この特約条項およびボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金（後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。</p> <p>(2) (1)の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>(1) 当社は、被保険者がボランティア活動中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」といいます。）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症、<u>法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。）</u>または法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（法第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、）（以下あわせて「特定感染症」といいます。）を発病した場合は、この特約条項およびボランティア活動保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金（後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。</p> <p>(2) (1)の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項</p>	<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項</p>
<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>(1) 当社は、被保険者がボランティア活動中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」といいます。）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症または法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（法第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用</p>	<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>(1) 当社は、被保険者がボランティア活動中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」といいます。）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症、<u>法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民</u></p>

ボランティア活動保険

改定前	改定後
<p>される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り ます。) (以下あわせて「特定感染症」といいます。) を発病した場合は、この特 約条項およびボランティア活動保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいま す。) の規定に従い保険金 (後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬 祭費用保険金をいいます。以下同様とします。) を支払います。</p> <p>(2) (1) の発病の認定は、医師 (被保険者が医師である場合は、被保険者以外 の医師をいいます。以下同様とします。) の診断によります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p><u>共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報 告されたものに限り、</u>) であるものに限り、)) または法第 6 条第 8 項の 規定に基づき政令で定める指定感染症 (法第 7 条第 1 項の規定に基づき一類感 染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用す ることが政令で定められている場合に限り、) (以下あわせて「特定感染症」 といいます。) を発病した場合は、この特約条項およびボランティア活動保険普 通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) の規定に従い保険金 (後遺障害保 険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。以下同様と します。) を支払います。</p> <p>(2) (1) の発病の認定は、医師 (被保険者が医師である場合は、被保険者以外 の医師をいいます。以下同様とします。) の診断によります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>